

山梨県公報

第千五百七十四号

平成十七年

五月三十日

月 曜 日

目次

使用料の収納事務の委託	三七七
結核予防法に基づく医療機関の指定	三七七
道路の区域変更	三七七
道路の供用開始(二件)	三七七
字の区域変更	三七八
訓令	三七九
山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令	三七九
公告	三八四
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	三八四
土地区画整理事業の換地処分	三八四
人事委員会	三八四
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	三八四
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	三八五
公安委員会	三八五
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	三八五
運転免許取得者教育の認定	三九四

告示

山梨県告示第三百一十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年五月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

二 委託に係る使用料

山梨県立総合福祉センターかえて荘の使用料

三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第三百一十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

街の薬局	名称	所在地
	南アルプス市野牛島二千三百四十七番地十	

山梨県告示第三百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留インター線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
都留市つる二丁目一六番の一地先から	都留市つる二丁目一六番の一地先から	三・八	三・八	五二・四	五三四・〇
		五二・四	五二・四		
都留市つる五丁目七九四番の一地先まで	都留市つる五丁目七九四番の一地先まで	三・八	三・八	五二・四	五三四・〇
		五二・四	五二・四		
都留市つる二丁目一六番の一地先から	都留市つる二丁目一六番の一地先から	三・八	三・八	五二・四	五三四・〇
都留市つる五丁目七九四番の一地先まで	都留市つる五丁目七九四番の一地先まで	三・八	三・八	五二・四	五三四・〇
都留市つる四丁目一七六番地先から	都留市つる四丁目一七六番地先から	八・〇	八・〇	一五三・〇	一五三・〇

都留市つる五丁目一〇四八番の二地先まで	一三・五	
都留市つる四丁目一七三番の五地先から 都留市つる五丁目一〇九八番の二地先まで	七・〇 二二・五	四五・〇

山梨県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年六月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年五月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	休息勝沼線	東山梨郡勝沼町大字小佐手字工宮一七〇番の一地从りから 東山梨郡勝沼町大字小佐手字寺山二七四番地先まで	一五二・〇	平成十七年五月三十日

山梨県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年六月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年五月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	身延本栖線	南巨摩郡身延町大字身延字東谷三五〇一番の八地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷三五〇三番の三一地先まで	五三・三	平成十七年六月一日

山梨県告示第三百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、富士吉田市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。
平成十七年五月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字下吉田字田端四八九〇から四八九二まで、四八九五、四九〇一の一、四九〇一の四、四九〇一の五、四九〇三の一、四九〇三の三、四九〇三の四、四九二二の一、四九二二の二、四九二四、四九二五、四九二六の一、四九二六の二、四九二七の一、四九二七の二、四九二八の一、四九二八の二、四九二九から四九四七まで、四九四八の一、四九四八の二、四九四九の一、四九四九の二、四九五三から四九五五まで、四九五六の一、四九五六の二、四九五七から四九五九まで、四九六〇の一から四九六〇の三まで、四九六二、四九六三、四九六四の一から四九六四の四まで、四九六五から四九七二まで、四九七七、四九七八、四九八二、四九八三、四九八四の一、四九八四の二、四九八五から四九八七まで、四九八七の内一、四九八八の一から四九八八の七まで、四九九〇の一から四九九〇の八まで、四九九一、四九九二の一から四九九二の九まで、四九九三の一、四九九三の二、四九九五、四九九六、四九九六の乙、四九九七から四九九九まで、五〇〇〇の一、五〇〇〇の二、五〇〇一、五〇〇二、五〇〇三の一、五〇〇三の四、五〇〇四の一、五〇〇四の二、五〇〇五、五〇〇六の一、五〇〇六の二、五〇〇七から五〇一一まで、五〇一二の一から五〇一二の三まで、五〇一三の一、五〇一三の	大字下吉田字新田端

山梨県訓令第十五号

訓 令

本 庁

二、五〇一四の一、五〇一四の二、五〇一五の一、五〇一五の四、五〇一六、五〇一七の一、五〇一七の二、五〇一八の一、五〇一八の三、五〇一九の二、五〇二四の一から五〇二四の三まで、五〇二五の一から五〇二五の二まで、五〇二六の一から五〇二六の六まで、五〇二七から五〇二九まで、五〇三〇の一から五〇三〇の六まで、五〇三〇の八から五〇三〇の二まで、五〇三一の一から五〇三一の三まで、五〇三二、五〇三三の一、五〇三三の二、五〇三四の一、五〇三四の二、五〇三五の一から五〇三五の四まで、五〇三六の一、五〇三六の二、五〇三七の一から五〇三七の三まで、五〇三八、五〇三九、五〇四〇の一、五〇四〇の二、五〇四一、五〇四六の一、五〇四六の三から五〇四六の五まで、五〇四七、五〇四八の一から五〇四八の三まで、五〇四九の一、五〇五〇の一、五〇五一の一、五〇五二の一、五〇五三の一、五〇五三の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である富士吉田市有地の一部並びに四九九〇の一の地先の国有地の全部

大字下吉田字一丁目五〇八二の一の一部、五〇八四の一部、五〇八五の一部、五〇八五の二の一部、五〇八六の一から五〇八六の七までの各一部、五〇八六の八、五〇八七の一から五〇八七の三まで、五〇八八の一の一部、五〇八八の二の一部、五〇八八の三から五〇八八の五まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である富士吉田市有地の一部

出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の願及び届に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて、当該願及び届に代えることができる。

第九条第一項中「山梨県職員旅費支給規則（昭和三十三年山梨県規則第七号）の規定による旅行命令簿（以下「旅行命令簿」という。）により」を削る。

第十六条第一項中「当直勤務を」の下に「当直勤務命令簿（第九号様式）により」を加える。

第十九条第一項中「職員は、」の下に「合同庁舎の」を加え、「には、当直勤務命令簿（第九号様式）に受命者印を押印し、合同庁舎の当直勤務にあつて」を削る。

第五号様式中「職田田」を「職田田」に、「命令田」を「命令田様式」に改める。第九号様式を次のように改める。

第十一号様式中「決 裁」を「決裁者
職氏名」に改める。 「本人印又は代理届出人職氏名印」を「
本人又は代理届出人職氏名」に改める。

第十一号様式の二中「決 定」を「決裁者
職氏名」に改める。 「本人印又は代理届出人職氏名
印」を「本人又は代理届出人職氏名」に改める。

第十一号様式の三及び第十一号様式を次のとおり改める。

第11号様式の3 (第23条の2関係)

介 護 休 暇 願 簿

(所属名) (職) (氏名)

決裁者職氏名	承認月日	願出年月日	要介護者氏名	休暇を受けようとする期間		本人又は代理願出人職氏名
				休暇を受けようとする日、期間	日・時間数	
合計						

第12号様式 (第24条関係)

無給休暇願簿

(所属名) (職) (氏名)

決裁者職氏名	承認月日	願出年月日	休暇の種類	休暇の具体的な内容	休暇を受けようとする期間		本人又は代理願出人職氏名	
					休暇を受けようとする日、期間	日・時間数		
合計								

第十三号様式中「決 裁」を「決裁者 職氏名」に、「本人印又は代理願出人職氏名印」を「本人又は代理願出人職氏名」に改める。
 「決裁者 職氏名」を「本人印又は代理願出人職氏名印」を第十五号様式中「決 裁」を「職氏名」に改める。
 「本人又は代理願出人職氏名」に改める。

附則
 この訓令は、平成十七年六月一日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十七年五月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年五月十一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 フィールド、21
 - 2 代表者の氏名 坂本昭
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市飯田四丁目一番二十一号
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、広く一般の人々に対して、また地域社会に対して、自然・社会及び人文環境の計測と調査に関する事業を行なうことで、自然及び社会の環境の保全と創造に寄与することを目的とする。
 - 三 縦覧期間 平成十七年五月十二日から同年七月十一日まで
- 土地区画整理事業の換地処分
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分した旨の届出があった。
 平成十七年五月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
 富士吉田市田端土地区画整理組合
- 二 施行区域に含まれる地域の名称
 富士吉田市下吉田字田端及び字一ノ目の各一部
- 三 事業計画決定の年月日
 平成十一年三月十八日
- 四 土地区画整理事業の名称
 富士北麓都市計画事業田端土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地
 富士吉田市下吉田千八百四十二番地
- 六 換地計画認可の年月日
 平成十六年十二月二十四日
- 七 換地処分通知完了の年月日
 平成十七年三月三十一日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十六号
 山梨県職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十七年五月三十日

山梨県人事委員会
 委員長 堀 内 茂

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
 第三十六条中「書面」を「書面等（書面又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。
 第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項並びに第三十九条中「書面」を「書面等」に改める。
附則
 この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十七号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年五月三十日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「書面」を「書面等（書面又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項並びに第三十八条中「書面」を「書面等」に改める。

附則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十三号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年五月三十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の五及び第十七条の六中「届出自動車教習所在所証明書」を「届出自動車教習所教習証明書」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「届出自動車教習所在所証明書」を「届出自動車教習所教習証明書」に改める。

第二十二條第一項第三号中「別表第七」を「別表第六の二」に改め、同項第四号の表を次のとおり改める。

受けて よとする 第二種の自動車	現に 有する免許		技能教習	学科教習
	普通免許	大型免許		
大型自動車	普通免許	大型免許	二十四時限	
	オートマチック車限定免許	オートマチック車限定免許		
	大特（無限定）免許	大特（カタピラ）免許		
普通自動車	普通免許	普通免許	二十四時限	
	オートマチック車限定免許	オートマチック車限定免許		
	大特（無限定）免許	大特（カタピラ）免許		
オートマチック	普通免許	オートマチック車限定免許	二十四時限	
	オートマチック車限定免許	オートマチック車限定免許		

六	五	四	三		
大型特殊免許	大型免許	大型第二種免許	普通	第二種	免許
大型特殊車はカタピラを有する自動車に限る。 (施行規則第十八条の五)	大型車はマイクロバスに限る。 (施行規則第十八条の五)	大型車はマイクロバスに限る。 (施行規則第十八条の五)	審査(普一)未済 (改正法(昭和四十年法律第九十六号)附則第二条第三項(旧自三))	普通車はAT車に限る。 (施行規則第十八条の五)	普通車の旅客車は自三車に限る。 (施行規則第十八条の五)
大型特殊免許に係る標準試験車又は特別試験車	大型免許に係る標準試験車	大型二種免許に係る標準試験車	同右	同右	同右
周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換	周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点、曲線コース、屈折コースの通過並びに方向変換	周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過	周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過	周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点、横断歩道、踏切、曲線コース、屈折コース、坂道コース、鋭角コース及び障害物設置場所の通過並びに方向変換	周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの通過
同	同	同	同	同	千二

十	九	八	七
書面による審査	普通二輪免許	大型二輪免許	牽引免許
指定自動車教習所の発行する技能審査合 から起算して三月を経過していない者は	普通二輪は小型二輪車に限る。 普通二輪はAT車に限る。 (施行規則第十八条の五)	大型二輪はAT車に限る。 (施行規則第十八条の五)	カタピラを有する大型特殊自動車に よる牽引に限る。 農耕作業用自動車による牽引に限る (施行規則第十八条の五)
	普通二輪免許 に係る標準試 験車	大型二輪免許 に係る標準試 験車	牽引免許に係 る標準試験車 又は特別試験 車
	同右	技能試験に準ずる	周回コース及び幹線 コースの走行並びに 交差点、曲線コース 、横断歩道及び踏切 の通過並びに方向変 換
	千二	千五	同

行 距 離
百メートル以上
合 格 基 準
七十七パーセント以上

右

右

同

同

右

右

右	右	百メートル以上	試験に準ずる	右	百メートル以上	メートル以上
同 右	同 右	八十パーセント以上	同 右	同 右	同 右	同 右

百メートル以上	百メートル以上	右	右	右	右
同 右	同 右	同 右	同 右	七十パーセント以上	同 右

格証明書を有する者で当該証明書発行の日、技能審査は免除する。

別表第七を別表第六の二とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第七（第二十三条関係）

教 習 の 別	教 習 時 間 の 別
<p>道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）附則第二条第三項又は第五条第三項の規定により運転できる普通自動車が旧自動三輪車又は旧軽自動車に限定された普通免許を受けている者（免許失効により同様の条件が付された普通免許を受けている者を含む。）に係る限定解除</p>	<p>普通自動車による四時限以上の技能教習</p>
<p>運転できる大型特殊自動車（カタピラを有する自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定された大型特殊免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>大型特殊自動車による六時限以上の技能教習</p>
<p>道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和四十五年総理府令第二十八号）附則第四項の規定により、運転できる大型自動車がマイクロバスに限定されている大型免許を受けている者（免許の失効により同様の条件が付された者を含む。）に係る限定解除</p>	<p>大型自動車による十二時限以上の技能教習</p>
<p>運転できる普通自動車が「普通車はオートマチック車に限る」の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>普通自動車（オートマチック車でないこと。）による四時限以上の技能教習</p>
<p>運転できる普通自動車が「一・五t以下の車両に限る」、「一・二t以下の車両に限る」等の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>普通自動車（オートマチック車を含む。）による四時限以上の技能教習</p>
<p>A T限定大型二輪免許を受けている者に係る限定解除（A T限定大型二輪免許 大型二輪免許）</p>	<p>大型二輪車（オートマチック車でないこと。）による八時</p>

限以上（その者が普通二輪免許又は小型限定普通二輪免許を受けていた場合は五時限以上）の技能教習

A T限定普通二輪免許を受けている者に係る限定解除（A T限定普通二輪免許 普通二輪免許）

普通二輪車（オートマチック車でないこと。）による五時限以上（その者が小型限定普通二輪免許を受けていた場合は三時限以上）の技能教習

A T小型限定普通二輪免許を受けている者に係るA T限定の解除（A T小型限定普通二輪免許 小型限定普通二輪免許）

小型二輪車（オートマチック車でないこと。）による四時限以上の技能教習

A T小型限定普通二輪免許を受けている者に係るA T限定及び小型限定の解除（A T小型限定普通二輪免許 普通二輪免許）

普通二輪車（オートマチック車でないこと。）による八時限以上の技能教習

小型限定普通二輪免許を受けている者に係る小型限定の解除（小型限定自動二輪免許 普通二輪免許）

普通二輪車（オートマチック車であること。）による五時限以上の技能教習

A T小型限定普通二輪免許を受けている者に係るA T限定普通二輪免許

普通二輪車（オートマチック車であること。）による三時限以上の技能教習

備考
教習時限は一教習時限につき五十分とする。

別記様式第十四の三、別記様式第十七、別記様式第十九及び別記様式第二十一を次のように改める。

第 号

指定自動車教習所職員講習終了証明書

教習所名

自動車教習所（学校）

氏 名

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2

第1項第9号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会

印

第 号

届出自動車教習所教習証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日から当所において 免許に

係る教習の課程の教習を受けているものであることを証明する。

年 月 日

所在地

教習所の名称

管理者

印

第 号

旅客自動車教習所修了証明書

押出し スタンプ

住 所

氏 名

年 月 日生

自動車の種類	
--------	--

上記の者は、 年 月 日本 における旅客自動車

の教習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

公安委員会指定

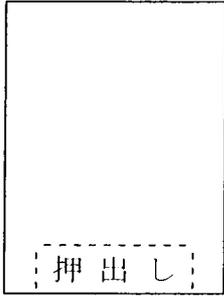
名 称

管理者

印

第 号

技 能 審 査 合 格 証 明 書



住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本 における 免許に係

る技能審査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

公安委員会指定

名 称

管理者

印

附則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第四十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の規定により、次の者を認定したので、法第百八条の三十二の二第二項及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年五月三十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

名称、住所及び代表者氏名	株式会社協同社山梨中央自動車教習所 甲府市横根町百九十四番地 林野 潔	山梨中央自動車教習所 甲府市横根町百九十四番地	運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地	規則第一条第七号に掲げる課程 中央「さわやか」講習	認定年月日
株式会社岳麓自動車教習所 富士吉田市新西原五丁目五番一号 渡邊 日出男	岳麓自動車教習所 富士吉田市新西原五丁目五番一号	規則第一条第七号に掲げる課程 ベアセフティー講習	平成十七年五月三十日		
株式会社荏崎自動車教習所 荏崎市中島二丁目八番七十三号 堀内 卓	荏崎自動車教習所 荏崎市中島二丁目八番七十三号	規則第一条第七号に掲げる課程 荏崎ドライビングスクール・自動二輪車の二人乗り安全運転教育	平成十七年五月三十日		
有限会社昭和自動車教習所 中巨摩郡昭和町上河東三百六十一番地	昭和自動車教習所 中巨摩郡昭和町上河東三百六十	規則第一条第七号に掲げる課程 オートトレーニングセンター昭和・自動二輪車の	平成十七年五月三十日		

吉井 重雄	株式会社長坂自動車教習所 北杜市長坂町長坂上条千五百三十一番地一 小宮山 福三	長坂自動車教習所 北杜市長坂町長坂上条千五百三十一番地一	規則第一条第七号に掲げる課程 普通自動二輪車二人乗り教室	平成十七年五月三十日
株式会社湯村自動車学校 甲府市塩部二丁目二番十五号 小野 公人	湯村自動車学校 甲府市塩部二丁目二番十五号	規則第一条第七号に掲げる課程 大型・普通自動二輪車の習熟運転者安全運転教室	平成十七年五月三十日	
株式会社小淵沢自動車教習所 北巨摩郡小淵沢町六千九百七番地 堀内 卓	小淵沢自動車教習所 北巨摩郡小淵沢町六千九百七番地	規則第一条第七号に掲げる課程 二人乗り安全運転教育課程	平成十七年五月三十日	
株式会社小笠原自動車教習所 南アルプス市小笠原千五百二十三番地 横内 孟	小笠原自動車教習所 南アルプス市小笠原千五百二十三番地	規則第一条第七号に掲げる課程 二人乗り講習	平成十七年五月三十日	
南部自動車教習所 南巨摩郡南部町内船八千九百番地 大窪 昌樹	南部自動車教習所 南巨摩郡南部町内船八千九百番地	規則第一条第七号に掲げる課程 南部「にわつる」講習	平成十七年五月三十日	
西関東興業株式会社上野原自動車教習所 上野原市上野原百二十番地 志村 恵	上野原自動車教習所 上野原市上野原百二十番地	規則第一条第七号に掲げる課程 二輪ドライバー習熟教育	平成十七年五月三十日	
西関東興業株式会社都留自動車教習所 都留市法能二千四百九十三番地 志村 恵	都留自動車教習所 都留市法能二千四百九十三番地	規則第一条第七号に掲げる課程 二輪ドライバー習熟教育	平成十七年五月三十日	

株式会社大月自動車学校 大月市脈岡町畑倉千九百 五十五番地 小林昭義	大月自動車学校 大月市脈岡町畑 倉千九百五十五 番地	規則第一 条第七号に掲げ る課程 自動二輪車一人乗り安全 教育	平成十七年 五月三十日
---	-------------------------------------	--	----------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番